

いよいよ最終回。すでに多くの方がお気づきかと思いますが、障害者家族の高齢期の生活問題を解決するためには、特効薬的な解決策はないのです。本連載で述べてきたあらゆる問題はすべて社会によつてつくり出されてきた問題であり、社会的に解決するほかはありません。

重要なのは、これらの問題は、子育てや高齢者介護などあらゆるケアと通底する社会的要因によつて生み出されているということです。最もしんどい人たちのことを考えることで、あらゆる状況の人生きやすい社会へとつながります。

障害者家族の高齢期の問題を考えることは、すべての人に不可欠であるケアの価値を見直しながら、どのような社会を構想するのかという政治哲学的な問題でもあります。

老いる権利と看取る権利

本連載で考えてきた「老いる権利と看取る権利」とは、家族に課せられているケアの第一義的責任を解除し、社会的に緩やかに家族をつなぐことを考えるものです。「老いる権利」とは第一ケアラーとしての役割を社会に委ね、自分の老い

と向き合いながら子どもとの関係をつくり直していくことです。「看取る権利」とは、まさに障害のある人が自分の親を看取るための権利で、そのためには個人への生活支援だけではなく、家族をつなぐための支援が必要です。

具体的には暮らしの場が異なる親と子が会いたい時に会いに行けるための外出支援、それぞれの暮らしの場に例えば家族が寝泊りできるようなスペース（国の定める最低基準には含まれていないのですが、制度の中に「家族支援」を組み込むことが必要です）や、職員が家族の不安を聞き取ることのできる体制などです。自助と同時に家族責任も強調する現代社会においては、家族は互いに扶養するか、それができないとなると疎遠になるかの二者択一的な関係を求められます。ケアラーだからそばにいる（もちろんそばにいない）という選択も尊重されるべきです）ということを実現できる社会をめざすことが必要だと思います。

ケアの第一義的責任が社会にあるといふこと

ケアの第一義的責任が社会にあるとい

高齢期を迎えた 障害者と家族

老いる権利の確立をめざして

最終回

田中智子
佛教大学



たなかともこ／専門は障害者のいる家族に生じる生活問題、障害者福祉援助の専門性。著書に『知的障害者家族の貧困－家族に依存するケア』（法律文化社）、編著に『いっしょにね！－障がいのある子もない子も大人たちも輝くために』（クリエイツかもがわ）など。

老いる権利と看取る権利② —社会的支援の方途

うのは、具体的にどのような状況なのでしょうか、北欧の国々で制度化されている家族手当を例に考えてみたいと思います。フィンランドでは、自治体によるち

がいもありますが、成人期の障害者と同居する家族には家族手当が支給されいま

ます。本来であれば成人期の障害者にはグループホームなどの暮らしの場を政府が用意すべきところ、それが整わないのでは、代わりに家族がケアを担っているという考え方に基づくものです（フィンランドは北欧の中でも成人期障害者の家族との同居率が高い国です）。すなわち、ケアの第一義的責任は社会にあり、それを家族が補完しているという発想です。

行政の担当者に聞き取りを行ったところ、障害者の親で家族手当の受給をしているのは親が60代くらいまでのケースが大半だそうです。それ以降になると、「（高齢になつた）親では本人にとつて最善のケアを提供できないから」という理由で、グループホームなどの暮らしの場への移行を勧めています。日常的な家庭訪問などで個別状況を把握しながら、家族とも話し合いを重ねてその時期を決めているとのことでした。

このような家族の状態を客観的に把握することに専念できないことを理由に昇進などを遅れるというようなわゆる「ケアラーや

しながら、場合によると本人たちも気づかないしんどさなどに寄り添い、しかるべき社会資源につないでいく専門職の存在はとても心強いと思いました。

ケアラーとして社会に登場することの重要性

このような家族支援の枠組みを構築するための一歩として、ケアラーとして社会に登場することが必要だと思います。これまで「（3歳まで）抱っこし放題（ということで育休を延長する）」や「介護離職ゼロ（ということで入所型施設を整備する）」ということできさまざまな政策が打ち出されてきましたが、当事者にとってはケアラーであるかないかどちらかを選ぶことが迫られるものでした。大事なのは、ケアラーでありながらも労働者である、あるいは市民として活動するなど、ケアラーとして社会に登場することだと思います。

幼い子どものいる人だけに時短勤務を認めるというような「マミートラック」と同様、ケアラーを特別な存在とみなして配慮を行いつつも、ほかの人よりも仕事に専念できないことを理由に昇進など